

社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

—2022年 梅雨号—



～事務所宣言～ 私たちは男女が
ともに安心して子育てをし、仕事に打
ち込める社会を目指します

〒101-0022

東京都千代田区神田練馬町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail k@iemura.jp URL <https://sr-wakariyasuku.com/>

今年度の労働保険年度更新

春号の保険料率改定についての記事でお知らせしたとおり、今年度の雇用保険料率は4月・10月と段階的に引き上げられることになりました。そのため、労働保険の年度更新の際の概算保険料の計算が複雑になります。事業所様あてに緑色の封筒が届き、その中の「申告書の書き方」の冊子にも説明がありますが、今年度の注意点は以下のとおりです。

① 年度途中で雇用保険の保険料率が変わるので、申告書には雇用保険料率の記載がされていません。

② 確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表の下部の概算保険料（雇用保険分）算定内訳の表で、令和4年4月1日から同年9月30日までの概算保険料額と、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの概算保険料額を計算します。なお、保険料算定基礎額について、年度前半は千円未満の端数切り上げ、年度後半は端数切り捨てとなっていますので、注意が必要です。

③ 次に、集計表で計算した概算保険料額を申告書に転記します。

ご不明の点は、弊所にお問合せください。

算定基礎届について

令和4年度の算定基礎届の提出期限は **7月11日(月)** です。日本年金機構による会場を設けての事務講習会の開催はなく、ホームページから、算定基礎届事務説明【動画】・ガイドブック等（令和4年度）を見ることができます。詳しくは下記をご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2022/202205/0520.html>

雇用調整助成金 特例措置の延長について

雇用調整助成金の特例措置について今年9月までの特例措置等が公開され、6月までの助成内容が継続される予定です。10月以降の取扱いについては、雇用情勢

を見極めながら具体的な助成内容を検討の上、8月末までに改めて周知されます。

なお、雇用調整助成金の不正受給も発覚しており、厚生労働省はその対応を厳格化しています。申請内容に誤りがあった場合や不正受給に関する情報を把握している場合には、速やかに申請機関や労働局の職業対策課等に連絡をする必要があります。

小学校休業等対応助成金・支援金

春号の記事でお知らせした小学校休業等対応助成金・支援金についても、これまでと同内容で9月末まで延長される見込みです。

セミナーを実施しました&講師を務めています

家村は、6月10日に組織の人事担当者向けのオンラインセミナーの講師を務めました。テーマは「厚生年金の適用と給付・雇用保険の給付」です。

柏本は、3か月間の公共職業訓練の総務・経理実務科の受講生を対象に、労働社会保険実務と給与計算の講義を担当しています。

幅広いテーマに対応可能ですので、セミナー実施の際には、ぜひご用命ください。

弊所の体制について

弊所では新型コロナウイルス感染対策として、職員のシフトを見直し対応しております。引き続き、ご相談やお問合せはメールまたは家村携帯 **09035225025** までお願いします。Zoom や Webex 等にも対応しております。

